

第6章 目標の達成のための施策の展開

持続可能な循環型社会のため市民生活、事業活動の各段階において4Rを推進し、ごみの発生抑制を第一に考え、ごみが発生した場合でも再資源化し、本計画の目標を達成できるよう次のとおり施策を展開していきます。

基本方針1

市民、事業者、行政の協働によるごみ減量

関連する SDGs



1 食品廃棄物の減量・リサイクル

(1) 食品ロスの削減

国では令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度980万トン（うち家庭系433万トン）であった食品ロス量を半減する目標を掲げており、消費者庁の推計によると、平成29（2017）年度の家庭系食品ロス量は一人1日当たり132gであるとされています。

食品ロスの削減は本計画の重要課題の一つとして位置付けており、一人1日10g減量することを目指し取り組みを進めます。

主な取り組み

- ・一人ひとりの行動改善（買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない等）を促す啓発
- ・3010運動の促進、推奨店舗の拡大
- ・飲食店におけるテイクアウトの推進
- ・福祉部門との連携の検討
- 例：子ども食堂への提供、フードバンクやフードポストの設置

(2) 食品廃棄物の減量・リサイクルの推進

野菜や果物の皮、魚の骨等も、水切りや堆肥化をすることで減量化やリサイクルにつながることから、以下の対策を行います。

主な取り組み

- ・家庭用生ごみ処理機等の普及促進
- ・事業系生ごみの堆肥化促進
- ・水切りの徹底

(3) 環境教育の実施

食品ロスの削減や水切りの徹底は一人ひとりの意識改革により改善されるため、環境教育や意識啓発が必要であり、関連機関とも連携しながら取り組みます。

主な取り組み
・岩手中部グリーンセンター、学校給食センター等において、児童への環境教育を実施し、食品ロス削減の啓発 ・出前講座や料理教室を通し情報提供し、意識啓発 ・市広報やごみアプリを用いた、ごみ減量ワンポイントアドバイスの実施

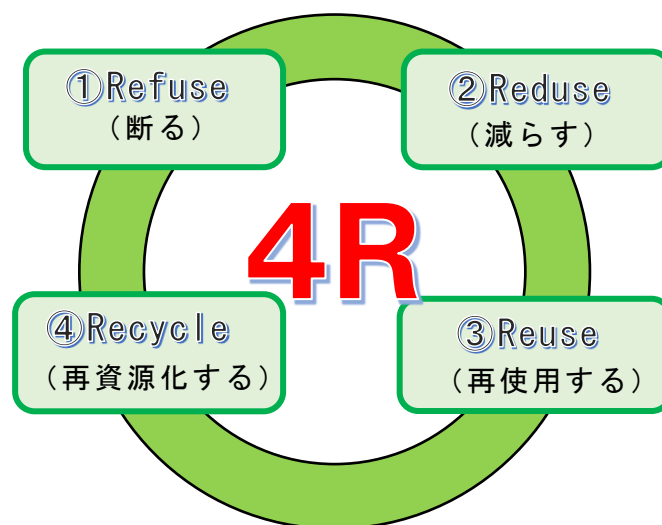
2 使い捨てプラスチックの削減

使い捨てプラスチックの削減は、生物の生息環境を守るだけでなく、原料となる原油の使用量も削減され、地球の資源保護の観点からも有効であるため、削減の取り組みを推進していきます。

主な取り組み
・レジ袋やペットボトル等の利用削減を働きかける（マイバッグやマイボトルの推奨等） ・ポイ捨てや不適正排出しないよう意識啓発をする（ポスター掲示等） ・環境問題への意識向上と行動変容を図る（出前講座、子どもエコチャレンジ等）

3 4Rの徹底

4Rは、①Refuse（断る）、②Reduce（減らす）、③Reuse（再使用する）、④Recycle（再資源化する）の4つの言葉の総称です。①から④の順に行動することでごみの削減につなげていきます。



①Refuse（断る）

主な取り組み
・不必要なものは断る・買わない。 ・マイバッグを持ち歩き、レジ袋を断る。 ・マイボトル・マイ箸を持ち歩き、不要なペットボトル飲料や使い捨て割り箸等を買わない・断る。 ・過剰包装を断る。

②Reduce（減らす）

主な取り組み
・洗剤やシャンプー等は詰め替え製品を利用し、容器入りを毎回買わない。 ・食べきれる量を購入し、食品ロスをなくす。 ・食品は食品トレイを使用していないバラ売りで購入する。

③Reuse（再利用する）

主な取り組み
・リターナブルびんを利用する。 ・フリーマーケットを利用する。 ・不用な服を他の人に譲る。

④Recycle（再資源化する）

主な取り組み
・資源ごみの分別を徹底し、可燃・不燃ごみに混入させない。 ・生ごみをたい肥化する。

基本方針2

分別の徹底と資源化

関連する SDGs



1 市民へのごみの分別指導・周知

(1) ステーションへの適正排出

分別が不十分なごみが出されることにより、集積所にごみが残されたり、カラス被害によりごみが散乱するなどの問題が発生している状況にあります。この状況を緩和するため、北上市公衆衛生組合連合会と連携を図りながら、地域集積所

の適正管理に努めていきます。また、集合住宅の専用集積所においては、管理会社を通じて入居者への指導及び周知を徹底していきます。

主な取り組み
・ごみ百科、ごみの分け方・出し方ポスターの配布 ・北上市公衆衛生組合連合会と連携し、ごみ集積所の見回りを定期的を実施

(2) 多言語化の推進

雇用情勢の変化に伴い、市内で生活する外国人が年々増加しています。外国人が悩むことなくスムーズにごみの分別・ごみ出しができるよう、ごみ情報の多言語化を図るとともに、ごみの分別・出し方を周知・指導していきます。

主な取り組み
・外国語版のごみ百科、ごみの分け方・出し方ポスター、ごみカレンダーを作成し配布 ・ごみ出し、分別ワークショップの実施

2 事業系ごみの適正処理

これまで実施しているステーションの巡回や事業系ごみの分析結果から、事業系ごみの家庭ごみステーションへの排出、産業廃棄物や資源化物の混在などが見受けられるため、事業ごみの減量と適正処理の働きかけが必要です。

主な取り組み
・定期的な事業系ごみの組成分析による実態把握 ・事業系ごみの分別パンフレットの配布 ・事業者向け出前講座の実施 ・岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業等を周知

3 ごみ分別アプリの普及拡大

ごみ分別アプリ「モバ支所」は、スマートフォン、タブレット端末から、ごみの分け方・出し方などの情報を確認できる便利なアプリです。利用者数は、現在、約5,000人であり、ごみ情報を提供する広報媒体としてさらなる普及拡大を目指します。

主な取り組み
・不動産管理会社を通じ、入居者にアプリ利用を促進する ・集積所にアプリのQRコードを掲示する ・ごみ集積所MAPとリンクさせるなど利便と情報の充実を図る



モバ支所
App store
(iPhone、iPad)



モバ支所
Google Play Store
(Android)

4 資源化の推進

小型家電は法によりリサイクルが促進されており、当市では家電量販店等のほか、市が年に数回実施するイベント回収等を通じリサイクルされています。しかしながら、それ以外は不燃ごみとして破碎処理されています。

また、国では、令和2（2020）年3月に使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインの策定、令和4（2022）年からプラスチックごみを資源物として一括回収することを検討するなどさらなるリサイクルが求められます。

主な取り組み

- ・宅配便やピックアップ回収など小型家電のリサイクルを推進する。
- ・プラスチック製品の一括回収の体制等を整備する。
- ・新たな資源化物を研究・検討する。

基本方針 3

適正で効率的なごみ処理体制の構築

関連する SDGs



1 収集体制、施設整備の検討

(1) 収集体制

① 資源ごみの収集

近年では、資源ごみのリサイクル率が低下しており、その要因として、資源化できるごみを燃えるごみや燃えないごみに分別していることが挙げられます。市内に4ヶ所設置している資源ごみ常設ステーションを見回ると、資源ごみの中に資源にならないごみが多く混在していることから、改めて、ごみ分別の指導が必要であると考えます。また、小型家電等から取り外し忘れた電池等の危険ごみは、ごみ収集車やごみ処理施設の火災の原因となります。事故を未然に防ぐためにも、正しい分別方法の周知・指導を徹底していきます。

限りある資源を有効活用するためにも、今ある資源ごみの品目だけに目を向けるのではなく、企業と連携を図りながら、小型家電等のリサイクル回収ボックスの設置を検討していきます。

主な取り組み

- ・小型家電回収ボックスの設置
- ・小型充電式電池回収ボックスの設置
- ・水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計回収ボックスの設置を継続して実施

② 高齢者や障がい者等への配慮

現在のステーション方式による収集体制は、高齢者・障がい者等ごみの分別・出し方が困難な市民にとって大きな問題となっています。今後さらなる進行が予測される高齢化や社会情勢の変化に対応するため、他自治体のごみ出し支援策を研究し、収集体制のあり方を検討します。

主な取り組み

- ・高齢者や障がい者のごみ出し支援体制のあり方検討

③ 集積所整備の支援

集積所の設置や移設等にかかる費用は少なくないことから、集積所の整備の支援を継続していきます。

主な取り組み

- ・集積所整備費用の補助

(2) 施設整備

① 不燃ごみの広域処理

岩手中部広域行政組合の構成市町が保有する不燃ごみ処理施設は、竣工から19年～39年が経過しています。経過年数に差はあるものの主要設備の破碎機は耐用年数を超過し、さらに、社会情勢の変化により処理対象物が量と質の両面で大きく変化していることから、可燃ごみ同様に広域処理による安全・安定で効率的な処理が必要です。

主な取り組み

- ・岩手中部広域行政組合における広域不燃ごみ処理施設の建設への参画（R8年度稼働予定）

② 市清掃事業所の活用

市で現在回収している資源ごみの品目のほか、今後見込まれるプラスチック製品の一括回収や、破碎処理中の火災原因となる電池類の保管、さらなる資源化が求められる小型家電類等への対応が必要であると考えています。

不燃ごみの広域処理に伴い、これからの資源化施策の推進に向け、市清掃事業

所の旧焼却施設を解体後に資源ごみのストックヤードを整備する予定にしています。

主な取り組み

- ・ストックヤードの整備

2 不法投棄防止対策

第一に不法投棄発生の防止に努めます。さらに万が一発生した際に投棄物の回収対応や行為者への直接指導を行うことで再発防止を図ります。そのために、次の取り組みを行います。

主な取り組み

- ・不法投棄防止看板を配布し、防止に努める
- ・不法投棄監視パトロール・不法投棄監視カメラ配布を実施し、不法投棄の防止・投棄物の回収を行う（市公衆衛生組合連合会と連携）
- ・行為者が特定できた際に直接指導を行う

3 災害時のごみ処理体制の整備

突然訪れる災害時に発生する災害ごみを適正かつ円滑に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しなければならないことから、実効性のある災害廃棄物処理計画の策定が必要であり令和3（2021）年度の策定を目指します。

また、訓練や協定締結、市民啓発など、平時にできる準備も進めます。

主な取り組み

- ・災害廃棄物処理計画の策定、必要に応じた更新
- ・本番を想定した訓練
- ・資材供給業者(仮設トイレ、重機等)との協定締結
- ・平時より、災害ごみの処分のイメージを市民に啓発